

会 議 録

会議名	令和4年度山陽小野田市老人ホーム入所者判定委員会																											
開催日時	令和4年11月14日(月)午後3時00分～午後4時30分																											
開催場所	山陽小野田市役所3階第2委員会室																											
出席者	<p><委員></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">小野田心和園</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">院長</td> <td style="width: 40%;">柴田朋彦</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市民病院</td> <td style="text-align: center;">副院長</td> <td>脇阪敦彦</td> </tr> <tr> <td>長生園</td> <td style="text-align: center;">施設長</td> <td>美濃康之</td> </tr> <tr> <td>小野田老人ホーム</td> <td style="text-align: center;">施設長</td> <td>赤窄千香子</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td style="text-align: center;">所長</td> <td>荒川智美</td> </tr> </table> <p><事務局></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">福祉部長</td> <td style="width: 33%;">吉岡忠司</td> <td style="width: 33%;">高齢福祉課課長</td> <td>麻野秀明</td> </tr> <tr> <td>高齢福祉課主幹</td> <td>大井康司</td> <td>高齢福祉課係長</td> <td>原川寛子</td> </tr> <tr> <td>高齢福祉課技師</td> <td>蕎麦谷智美</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	小野田心和園	院長	柴田朋彦	山陽小野田市民病院	副院長	脇阪敦彦	長生園	施設長	美濃康之	小野田老人ホーム	施設長	赤窄千香子	地域包括支援センター	所長	荒川智美	福祉部長	吉岡忠司	高齢福祉課課長	麻野秀明	高齢福祉課主幹	大井康司	高齢福祉課係長	原川寛子	高齢福祉課技師	蕎麦谷智美		
小野田心和園	院長	柴田朋彦																										
山陽小野田市民病院	副院長	脇阪敦彦																										
長生園	施設長	美濃康之																										
小野田老人ホーム	施設長	赤窄千香子																										
地域包括支援センター	所長	荒川智美																										
福祉部長	吉岡忠司	高齢福祉課課長	麻野秀明																									
高齢福祉課主幹	大井康司	高齢福祉課係長	原川寛子																									
高齢福祉課技師	蕎麦谷智美																											
欠席者	山口県宇部健康福祉センター 所長 前田和成																											
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉部長挨拶 2 会長・副会長の選出 3 会長挨拶 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年度入・退所者について (2) 被措置者継続判定について 																											
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・レジュメ ・令和3年度の入・退所者について ・令和4年度老人ホーム入所者生活記録報告書 (小野田老人ホーム、長生園、市外施設) ・山陽小野田市老人ホーム入所者判定委員会委員名簿 ・山陽小野田市老人ホーム入所者判定委員会規則 																											
結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 について 福祉部長が挨拶を行った。 2 について 会長に美濃委員、副会長に赤窄委員を選出した。 3 について 美濃会長が挨拶を行った。 4 (1) 令和3年度入・退所者について 事務局が資料に沿って報告した。特に質疑はなかった。 																											

4 (2) 被措置者継続判定について

市内の長生園及び小野田老人ホームの入所者について、要介護認定を受けている者や精神疾患を患っている者、その他気になる者の状況を重点的に両施設長が説明を行った。また、市外施設（博愛園、春光苑）の入所者については事務局が説明を行った。

(質疑)

委員：入所者の中には、離設者がいるとのことだが、離設者への対策はどのようにしているのか、また対応に苦慮している点はあるか。

委員：ここ数年間で、離設は2ケースあった。内1ケースは、本人が施設にいたくないという明確な思いがあり、自分の意思で離設されたケースであった。もう1ケースは、「こちらにおいで。」という声が聞こえたために離設をしたと本人が話すケースであった。2ケース目の方には持病があり、日々の生活を苦しく思われる中で、そのような声が聞こえたのかもしれない。熱中症のリスクもある暑い時期であり、すぐに発見したものの、対策の必要性を感じた。現在行っている対策としては、以前離設されたことのある方を職員が気にかけてみるようにしている点と、開錠・施錠の時間の工夫をしている点の2点の対策をしている。開錠・施錠の時間については、今後も職員間で検討しながら対応していく予定である。

委員：離設される方は、認知機能の低下もあり、自分なりの理由があって離設をされている。部屋を施錠するわけにもいかないため、苦慮している。行っている対策としては、通用口には手の届きやすい位置と、高い位置の2箇所鍵があり、内側からの施錠であるため本人が開錠してしまう可能性はあるものの、施錠を徹底するようにしている。すでに退所されている方ではあるが、これまで離設をされ、警察に保護されたケースがあり、対策を講じるよう警察から言われたが、人権への配慮から対応に苦慮しているところである。

委員：入所者の中にはHDS-Rが低い方が多く、今後は、離設後に施設に戻ることをできないケースが生じる可能性が出てくるように感じる。事務局と連携した対応が必要になるだろう。

委員：その他の対応として、毎日決まった時間に外出される方がおり、その方については、外出先の把握ができていたため、時間になっても戻ってこられない場合には職員が様子を見に行くという対応をしている。長く入所されている方は、出ていきたいという思いがあるのではなく、認知症により、自分の物や居場所に関する認識があやふやになるこ

とによる苦しみがある方がいる。今回の離設のあったケースは敷地内で発見できたためよかったが、今後は気温が低くなるため、より一層気を付けていきたい。

委員：入所者の中に交通事故による保険が下りた方がいるとのことだが、養護老人ホームの入所にあたっては、所得の制限は介護保険の施設のようにはないが、明らかに金銭的に余裕があり、他施設の検討の余地がある方への対応はどのようにしているのか。

委員：補足だが、その方は、入所後に保険金が入りてきており、入所の時点から多額の預金を持っていたわけではない。また、長く入所されている方の中には、手元に残るお金を自由に使うことなく貯金され、かなりの額を貯められていたケースがあった。その方は、家族とも相談し、施設の住み替えを行った。それ以降は、金銭的に余裕がある方については、その方に見合った施設への住み替えを始めたという経緯がある。施設側としては、身寄りがない方については、金銭が多少手元にあった方が安心である。入院することになった場合や亡くなられた場合に、入院費や葬儀費用が支払える状況でないと困る。現在入所されている方で、預金があることを把握している方もいるが、精神疾患があり、新しい場所への適応ができないためにこれまで住み替えができていない方もいる。現在、家族とも相談しながら住み替えについて検討中である。

事務局：毎年、入所者負担金の決定のため、夏頃に入所者の収入申告書類の提出を施設側に依頼している。その際に、各入所者の収入について把握し、先ほどの質問の方についても、交通事故の保険金が入りていることは把握している。施設側とも相談し、一時的な保険金ということもあり、様子を見ていくところである。また、入所の際には、本人の通帳や本人の申告から収入状況を確認し、他施設が検討できる方については他施設を提案している。

委員：収入が増えてきた場合には退所になるのか。これまでに収入があるために退所になられたケースはあるのか。

事務局：収入のみの理由で判断しているわけではない。

委員：一度入所した方については、金銭的な事情のみで退所になることはないのか。

事務局：近年中に、金銭面のみで事情で退所になった方はいないが、収入が多いことの把握ができた場合には、施設側とも相談しながら住み替えが検討できる状況である場合は住み替えを検討していくことになると思う。

委員：昨年、要介護3・4の認定が下りている方が何人かおり、金銭的な余力があり、しばらくは他施設で生活できると判

断した方については、住み替えを行った。基本的に養護老人ホームで生活されている方は、入所時に、住む場所がない方や ADL が自立しているといった理由から他施設が検討できない状況である。しかし、年齢とともに介護度が上がり、要介護 3 以上の認定が下りた方で、養護老人ホームでの対応が難しく、他施設の検討ができるようになった方については、特別養護老人ホームや医療対応型の施設への住み替えを行うということをここ数年意識的に行っている。今後もそのように対応していく予定である。

会 長：現時点での入所者については、継続した入所措置が必要であると決定する。